

## 横浜市災害廃棄物処理計画（素案）の市民意見募集の実施について

大規模災害時には、壊れた家具・家電や倒壊した建物等、大量の災害廃棄物が発生します。東日本大震災、熊本地震の教訓や法改正<sup>\*</sup>を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「横浜市災害廃棄物処理計画」を策定します。


このたび、計画素案をまとめ、市民意見募集を次のとおり実施しますので、周知の御協力をお願いします。

<sup>\*</sup>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「災害対策基本法」の改正により、大規模災害時の災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画を作成することが市町村の役割とされました。

### 1 意見募集期間

平成 30 年 6 月 25 日（月）～ 7 月 31 日（火）

### 2 意見提出方法

- (1) 郵送  〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル 5F  
横浜市資源循環局総務課あて
- (2) F A X (045-641-1807)
- (3) 電子メール (sj-saigai@city.yokohama.jp)
- (4) 本市ホームページ内の御意見受付フォーム  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-keikaku/keikaku/saigai/>)
- (5) 資源循環局総務課へ直接御持参

### 3 素案（冊子）、概要版の主な配布・閲覧場所

- (1) 各区役所（広報相談係）
- (2) 市民情報センター（横浜市庁舎 1 階）
- (3) 資源循環局総務課
- (4) 資源循環局ホームページ  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-keikaku/keikaku/saigai/>)

### 4 計画の概要

- ・市内を 4 つのエリアに分け、被害状況に応じた体制を構築し、2 年を目標処理期間とします。
- ・地域防災拠点などの し尿・生活ごみ、被災家屋から出る壊れた家具などの 片付ごみ や解体した倒壊家屋等の 災害がれき それぞれの考え方や取組を整理しています。
- ・大量の災害がれき等を処理するため、必要な 仮置場 の面積を推計しています。

### 5 今後の予定

いただいた御意見を踏まえ、9 月に原案を策定し、確定する予定です。

担 当：横浜市資源循環局総務課 石川、武井  
電 話：671-2501 F A X：641-1807

## 6 平時からの取組

災害時、災害廃棄物の対応を円滑に行うため、平時から次のような取組を実施します。

### 1 多様な防災訓練・研修の実施

- ・地域防災拠点訓練などを通じて、仮設トイレ等の設置・使用方法の普及に取り組みます。訓練では女性や子ども等が安心して利用できる視点も大切にします。
- ・民間協定先との連携した訓練を実施します。
- ・方面本部の体制構築が円滑に行えるよう、訓練を実施します。

### 2 施設の強化

- 工場、収集事務所について、災害時に業務継続ができるよう、補修工事等を実施し、施設の強化に取り組みます。

### 3 市民への情報発信

- ・災害について関心を持ち、理解を深めていただくため、地域防災拠点の訓練への参加など、あらゆる機会を通じて情報提供します。
- ・災害時の廃棄物の排出方法やトイレ対策等をまとめたリーフレットを作成し、地域防災拠点の訓練や災害ボランティア向けの説明に利用します。

### 4 施設の強化

- 事前に市内の空地・未利用地の把握に努め、仮置場候補地を調整します。

## 7 今後の進め方

平成 30 年 5 月 素案策定 6 月 25 日～7 月 31 日 市民意見募集  
9 月 9 日 原案策定 年内 確定

切り取り 郵便はがき

料金受取人払郵便

2 3 1 - 8 7 9 0  
0 1 3

横浜港局 承認 4315

差出有効期間 平成 30 年 8 月 31 日まで (郵便切手不要)

横浜市中区住吉町 1 - 1 3  
松村ビル 5 F  
横浜市資源循環局総務課  
横浜市災害廃棄物処理計画 (素案)  
「市民意見募集担当」行

## 横浜市災害廃棄物処理計画素案の閲覧

この冊子は概要をまとめたものです。  
横浜市災害廃棄物処理計画 (素案) の冊子は、  
ウェブページや次の場所で閲覧できます。

### 閲覧場所

- ・各区役所広報相談係
- ・横浜市市民情報センター (横浜市庁舎 1 階)
- ・横浜市資源循環局総務課

### ウェブページ

資源循環局災害廃棄物処理計画のページ  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-keikaku/keikaku/saigai/>

## 問合せ先

〒231-0013  
横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル 5 F  
横浜市資源循環局総務課  
電話:045-671-2501 / FAX:045-641-1807

# 横浜市災害廃棄物処理計画 (素案) について 皆様の御意見をお寄せください

—横浜市災害廃棄物処理計画 (素案) に対する市民意見募集—

【募集期間】平成 30 年 6 月 25 日 (月) ~ 7 月 31 日 (火)

## 1 計画の趣旨

大規模災害時には、被災した家屋から出る壊れた家具・家電や倒壊した建物を解体したがいれき等、大量の災害廃棄物が発生します。東日本大震災や熊本地震の教訓、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を取りまとめ、「横浜市災害廃棄物処理計画」を策定します。

## 2 計画の概要

### 基本目標

市民生活の衛生環境の保全を図り、早期に生活再建や各種インフラ等の復旧、さらには、地域経済の復興支援や災害後の復興まちづくりなどにつなげられるよう、「迅速な処理・処分」を目指します。

### 1 対象とする災害

大規模地震や風水害

※発生量等は元禄型関東地震で推計しています。

### 2 対応する組織体制と目標処理期間

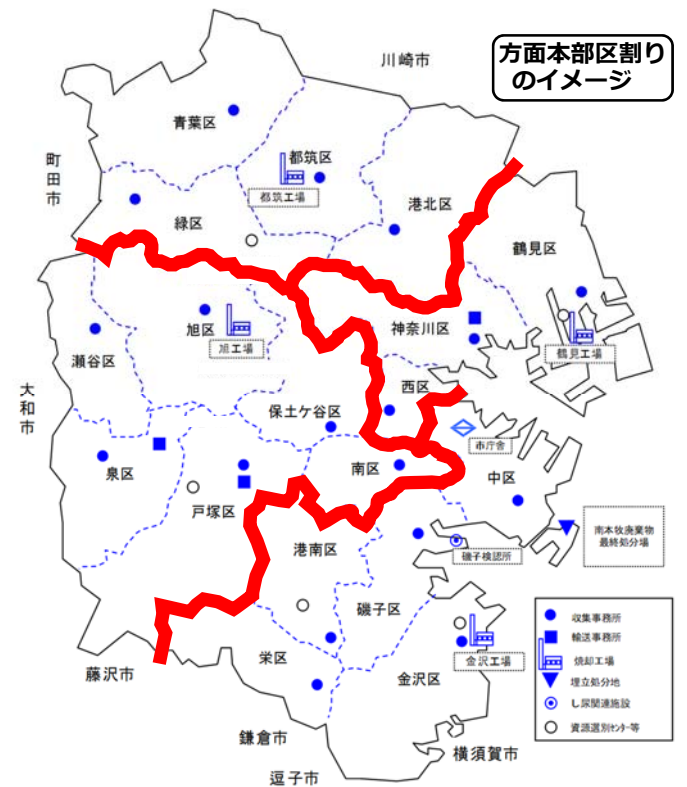
4 つの焼却工場を中心にエリアを分けて体制 (方面本部) を構築し、被害状況に応じて、迅速に対応します。

災害廃棄物の処理に当たっては、早期に経済活動の再開及び安定した市民生活の回復につなげられるよう、次の処理期間を目標とします。

- 発災後概ね 1 年後までに街中から災害廃棄物を二次仮置場へ集約
- 発災後概ね 2 年で処理・処分を完了

大規模災害による災害廃棄物は、廃棄物処理法の一般廃棄物に該当するため、その処理・処分は、本市の責任により行いますが、本市の体制のみで対応が困難な場合には、国、他都市、民間事業者及びボランティアと連携して対応します。

なお、収集や仮置場の運営などで民間事業者と連携を図るため、合計 24 件の協定を締結しています。



■あ

【住】

見本

【年代】  ~10 歳代  20 歳代  
 30 歳代  40 歳代  
 50 歳代  60 歳代  
 70 歳代  80 歳代~

